

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 8 月 28 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国民年金関係 7件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500011号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成13年4月1日から平成14年11月1日までの期間及び平成15年2月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成13年4月から平成14年9月までは20万円を30万円、同年10月は20万円を22万円、平成15年2月及び同年3月は20万円を30万円、同年4月及び同年5月は20万円を28万円、同年6月から平成16年3月までは18万円を28万円、同年4月から平成17年6月までは18万円を30万円、同年7月及び同年8月は22万円を30万円、同年9月は22万円を28万円、同年10月から平成20年8月までは22万円を30万円、同年9月から平成21年5月までは24万円を30万円、同年6月から平成22年8月までは24万円を28万円とし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年4月1日から平成14年11月1日までの期間及び平成15年2月1日から平成22年9月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成24年10月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年10月から平成25年8月までの標準報酬月額については、22万円を30万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年12月30日は31万3,000円、平成24年1月4日は24万8,000円に訂正し、当該標準賞与額を厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月30日及び平成24年1月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成13年4月1日から平成24年10月1日まで  
② 平成24年10月1日から平成25年9月1日まで  
③ 平成19年12月  
④ 平成24年1月4日

A社に係る厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が実際に支給された給与支給額より低い額となっている。

また、平成15年から平成24年までの賞与の記録が無かったため、年金事務所に平成15年から平成22年までの賞与に係る明細書及び平成24年1月4日に支払われた賞与の入金が

確認できる預金通帳(写し)を提出したが、請求期間③及び④の記録は訂正してもらえなかった。

給料支払明細書及び関連資料を提出するので、請求期間①及び②に係る標準報酬月額について、年金給付に反映する記録に訂正してほしい。また、請求期間③及び④に係る賞与の記録を認めてほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①から④までの年金記録の訂正を請求しているところ、訂正の根拠となる法律については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間のうち、申立日において保険料徴収権が消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することとしており、これを踏まえると、請求期間①、③及び④については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、請求期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

また、請求期間に係る標準報酬月額（標準賞与額）については、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成13年4月1日から平成14年11月1日までの期間及び平成15年2月1日から平成22年9月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び給与所得の源泉徴収票により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書、平成14年度から平成23年度まで（平成17年度及び平成18年度を除く。）の市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び平成17年分から平成22年分までの給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成13年4月から平成14年9月までは30万円、同年10月は22万円、平成15年2月及び同年3月は30万円、同年4月から平成16年3月までは28万円、同年4月から平成17年8月までは30万円、同年9月は28万円、同年10月から平成21年5月までは30万円、同年6月から平成22年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①に係る請求者の届出や保険料の納付について回答が得られないものの、当該期間のうち、平成16年9月1日から平成24年10月1日までの期間については、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を届出したことが認められ、そのほかの期間については、請求者から提出された請求期間①に係る給料支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合うそれぞれの標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成14年11月1日から平成15年2月1日までの期間については、請求者が、「平成14年10月に負傷したので、しばらくの間、休職していた。」旨陳述し

ているところ、請求者から提出された預金通帳(写し)を見ると、平成14年11月分、同年12月分及び平成15年1月分の給与の振込みが無く、B労働基準監督署が、「請求者の休業期間は、平成14年10月10日から平成15年1月20日までであり、請求者に対して、当該期間に係る休業補償給付等を支給している。」旨回答していることから、事業主は、当該期間に係る給与を請求者に支払っておらず、厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。

また、請求期間①のうち、平成22年9月1日から平成24年10月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書、平成23年度から平成25年度までの市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び平成22年分から平成24年分までの給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、当該期間に係る請求者の標準報酬月額は、オンライン記録において22万円と記録されているが、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は当該期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成24年4月から同年6月までの期間に、標準報酬月額30万円に相当する報酬月額を事業主により支払われていたことが認められる。

したがって、請求者の平成24年10月から平成25年8月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額から、30万円に訂正することが妥当である。

請求期間③及び④について、請求者から提出された賞与に係る明細書、給料支払明細書、市民税・県民税特別徴収税額の通知書、給与所得の源泉徴収票及び預金通帳(写し)により、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与に係る明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間③は31万3,000円、請求期間④は24万8,000円とすることが妥当である。

また、請求期間③の賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳(写し)の取引履歴から、平成19年12月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間③及び④に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500061号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500066号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年7月28日に、同被保険者資格の喪失年月日を同年11月11日に訂正し、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成3年7月28日から同年11月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月28日から同年11月11日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。年金額に反映されなくてもいいので、請求期間を被保険者期間として記録してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の後継事業所であるB社から提出された請求者に係る「入社、退社に関する管理表」及び請求者から提出された支給明細書により、請求者は、平成3年7月28日から同年11月10日までの期間において、A社に継続して勤務し、標準報酬月額22万円に相当する報酬月額を事業主から支払われていたことが認められる。

ところで、前述の平成3年7月28日から同年11月10日までの期間に係る各月の支給明細書には、厚生年金保険料及び雇用保険料の控除が記されているが、請求者について、当該期間に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が見当たらないところ、平成3年11月の支給明細書の控除項目「16 その他1」欄に、マイナス表記の控除額が記されており、当該マイナスの控除について請求者は何か分からないとしているが、当該額は、平成3年7月28日から同年11月10日までの期間に係る各月の支給明細書に記された厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とほぼ一致する。

なお、雇用保険の被保険者負担額を給与から源泉控除する場合の端数は、50銭1厘以上切上げと定められているところ、前述の各月の支給明細書に記されている雇用保険料は、円未満切捨て額となっており、これを規定どおりの50銭1厘以上切上げ額とすると、前述の合計額は一致する。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険の記録が見当たらないことを踏まえると、前述のマイナスの控除の記載は、請求者がA社を退職することとなった時点において、同社が請求者の請求期間に係る厚生年金保険及び雇用保険の資格取得に係る届出を行っていなかったことから、退職時の給与において、それまで控除していた保険料を返還精算したことを記したものと考えるのが妥当である。

さらに、B社は、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を行ったか否かについて関係資料を保存しておらず不明としている上、A社の請求期間当時の親会社

であるC社は、「請求期間当時、A社は、D厚生年金基金に加入しており、厚生年金保険の被保険者資格及び同年金基金の加入員資格に係る届出は、複写式の届出書により、同時に行われていたと聞いている。」と回答しているところ、企業年金連合会は、「請求者についてD厚生年金基金の加入員として記録管理していない。」旨回答しており、このことを踏まえると、社会保険事務所（当時）及びD厚生年金基金の双方が請求者の資格取得及び喪失の双方について、いずれも記録を漏らしたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、請求期間及びその前後の期間において、A社における整理番号に欠番は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、A社における請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成3年7月28日、当該資格喪失年月日を同年11月11日、同年7月から同年10月までの標準報酬月額を22万円に訂正することが妥当であり、当該訂正後の期間については、A社が、控除した請求期間に係る厚生年金保険料を請求期間直後に請求者に返還し、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を行っておらず、既に保険料徴収権の時効が完成していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500069号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500067号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額については、平成17年3月18日は16万5,000円、平成18年12月11日は84万2,000円、平成19年2月28日は32万6,000円、同年7月10日は81万7,000円、同年12月11日は88万5,000円、平成20年3月7日は21万1,000円、同年7月7日は66万4,000円に訂正し、当該訂正後の標準賞与額を厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成16年3月10日は4万8,000円、同年12月10日は49万4,000円及び上記訂正後の標準賞与額のうち、平成17年3月18日は10万円、平成18年12月11日は50万5,000円、平成19年2月28日は19万6,000円、同年7月10日は49万1,000円、同年12月11日は53万1,000円、平成20年3月7日は12万7,000円、同年7月7日は39万9,000円と記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年3月10日、同年12月10日、平成17年3月18日、平成18年12月11日、平成19年2月28日、同年7月10日、同年12月11日、平成20年3月7日及び同年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : ① 平成16年3月10日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年3月18日  
④ 平成18年12月11日  
⑤ 平成19年2月28日  
⑥ 平成19年7月10日  
⑦ 平成19年12月11日  
⑧ 平成20年3月7日  
⑨ 平成20年7月7日

年金事務所から、A社に勤務していた同僚の賞与に係る年金記録が訂正された旨のお知らせがあった。

A社から請求期間に支払われた私の賞与についても、年金記録に反映されていないので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、B市から提出された請求者に係る平成17年度市・県民税課税台帳一覧表及びA社の元同僚の標準賞与額の記録から判断すると、請求者は、当該期間に

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の請求者に係る平成 17 年度市・県民税課税台帳一覧表などで推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 4 万 8,000 円、請求期間②は 49 万 4,000 円に訂正し、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

- 2 請求期間③から⑨までについて、A社から提出された平成 17 年分から平成 20 年分までに係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに請求者から提出された平成 17 年及び平成 18 年に係る家計簿から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑨までに係る標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から、請求期間③は 16 万 5,000 円、請求期間④は 84 万 2,000 円、請求期間⑤は 32 万 6,000 円、請求期間⑥は 81 万 7,000 円、請求期間⑦は 88 万 5,000 円、請求期間⑧は 21 万 1,000 円、請求期間⑨は 66 万 4,000 円に訂正することが妥当である。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の訂正後の標準賞与額のうち、請求期間③は 10 万円までの額、請求期間④は 50 万 5,000 円までの額、請求期間⑤は 19 万 6,000 円までの額、請求期間⑥は 49 万 1,000 円までの額、請求期間⑦は 53 万 1,000 円までの額、請求期間⑧は 12 万 7,000 円までの額、請求期間⑨は 39 万 9,000 円までの額については、厚生年金保険特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

一方、前述の訂正後の標準賞与額のうち、請求期間③は 10 万円を超える額、請求期間④は 50 万 5,000 円を超える額、請求期間⑤は 19 万 6,000 円を超える額、請求期間⑥は 49 万 1,000 円を超える額、請求期間⑦は 53 万 1,000 円を超える額、請求期間⑧は 12 万 7,000 円を超える額、請求期間⑨は 39 万 9,000 円を超える額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが妥当である。

- 3 事業主が請求者の請求期間①から⑨までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500073号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500068号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月9日は21万3,000円、平成18年7月10日及び同年12月8日は22万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日、平成18年7月10日及び同年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日、平成18年7月10日及び同年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年7月  
③ 平成18年12月

A社に同時期に勤務していた元従業員の賞与に関する年金記録が訂正された旨の手紙が年金事務所から届き、自身の同社に係る記録を確認したところ、賞与に関する記録が漏れていることが分かった。

平成15年7月から平成17年7月までの賞与については、賞与明細書を所持していたことから、年金事務所において記録が訂正された。請求期間①から③までについては、賞与明細書を紛失しているが、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、当該賞与に係る記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の請求期間当時の取締役の回答、B銀行から提出された請求者名義の普通口座に係る「お取引明細表」及び請求者と同職種の元同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書等により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、請求期間①は21万3,000円、請求期間②及び③は22万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、前述の請求者名義の普通口座に係る「お取引明細表」における振込日の記録から、請求期間①は平成17年12月9日、請求期間②は平成18年7月10日、請求期間③は同年12月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の代表取締役から、回答が無く、前述の請求期間当時の取締役は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500014号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500018号

## 第1 結論

昭和47年4月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月から昭和50年3月まで

国民年金の加入手続について、会社を退職し、A県の専門学校に通い始めた昭和47年4月頃に、両親が、実家のあるB県C市で行い、請求期間の国民年金保険料は、同じく両親が、両親の分と一緒に集金人に納付してくれていた。

昭和47年の夏休みに実家に帰省した際、父から「代わりに払っておくから。」と言われた記憶があり、また、実家に来ていた集金人に、両親が国民年金保険料を納付しているのを見たこともあるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を納付していたとされる請求者の母は、昭和44年9月に国民年金に任意加入し、請求期間と同じ期間の自身の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間後の昭和62年10月19日にC市において払い出されている上、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は、同年8月26日と記録されており、このことと、昭和47年4月頃に国民年金に加入したとする請求者の主張は符合しない。

また、前述の請求者に係る国民年金の加入及び資格取得時期を踏まえると、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、改製原戸籍の附票によると、請求者は、請求期間以前に住所をA県D地区に移転しているところ、国民年金法において、国民年金の加入手続は、住民登録されている市町村に届け出ることと規定されており、請求期間に住民登録の無いC市において、国民年金に加入したとする請求者の主張は、制度上の取扱いと符合しない。

加えて、請求期間当時における国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより加入手続を行ったとされるC市及び請求期間当時の住所地であるD地区における縦覧調査を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

このほか、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないと陳述しており、これらを行ったとされる請求者の両親は既に死亡しており、請求期間当時の詳細な事情は不明である上、請求者の両親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、請求期間について、請求者の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500119号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500019号

## 第1 結論

昭和50年3月から昭和52年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月から昭和52年2月まで

国民年金の加入手続について、私は覚えていないが、私が20歳になった昭和49年\*月頃に、私の母がA県B町(現在は、C市)で行ってくれたと思う。

私は、昭和50年3月に住民票をB町に置いたままD県に行き、請求期間当時は、同県において厚生年金保険に加入していたが、国民年金に加入する必要がないことを知らず、母から「あなたの国民年金保険料を立て替えて払っておいた。」と言われ、数か月に一度まとめて、国民年金保険料相当額を現金書留で送金していた。

また、国民年金保険料は地区のE集会場で納付しており、私は行ったことがないが、当該集会場で納付していたことを私の叔母がよく知っている。

母は亡くなっており、当時のことを確認することはできないが、母が、B町において、母の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたことは間違いないので、母が納付した私の請求期間の国民年金保険料を返してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者は、請求期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、請求期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとされる請求者の母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者は、請求期間中はD県F地区に居住していたが、住民票はB町から異動させていなかったため、同町に居住していた請求者の母が請求者の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、改製原戸籍の附票を見ると、請求者は、請求期間中の昭和51年7月26日に、同町からF地区に住民票を異動(住定日は、昭和51年3月10日)させていることが確認でき、請求期間のうち、少なくとも同年7月以降は、B町において国民年金保険料を納付できなかった可能性がある。

また、請求者に係るB町の納付記録台帳を見ると、請求期間の欄には斜線が引かれており、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらず、請求者に係る同町の国民年金被保険者名簿の備考欄に、請求者がD県において加入していた厚生年金保険の被保険者台帳記号番号が記載されているところ、同名簿の資格得喪欄に記載されている国民年金被保険者資格の喪失日(昭和50年3月15日)及び取得日(昭和52年3月26日)は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る資格の取得及び喪失の各年月日と符合しており、当時、基礎年金番号制度導入前でありB町が厚生年金保険の情報を独自に知ることはなかった状況を踏まえると、請求者又は請求者の母から厚生年金保険の加入期間を知らされた結果により記載されたものとするのが自然である上、同町が当該国民年金に係る資格記録を確認した時点において、請求期間

の国民年金保険料が納付済みと記録されていたのであれば、請求期間の国民年金保険料は還付されることになるが、当該名簿には還付の事跡は無い。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は非関与であり、それらを行っていたとされる請求者の母は既に亡くなっており、請求期間当時の事情について聴取することができない上、請求者が、当時の事情を知っているとする請求者の叔母に書面により照会したが、請求期間に係る国民年金保険料の納付を直接裏付けるような回答は得られなかった。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500217号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500020号

## 第1 結論

昭和57年8月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月から昭和62年9月まで

国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、昭和57年4月の結婚からしばらくたった頃、国民年金保険料の請求書がまとまって届いた。

その請求書の国民年金保険料額がかなりの金額だったので、夫婦で「過去の保険料は納付できないが、今後の保険料は納付しよう。」と話し合い、そのときから国民年金保険料の納付を開始した。

請求期間の国民年金保険料について、納付方法など具体的に記憶していないが、請求書が届いた時期は、まだ子供が生まれていない頃であったことに間違いがなく、当該国民年金保険料をきちんと納付したはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和57年4月の婚姻からしばらく後に国民年金保険料の納付書が送付され、それ以降の国民年金保険料について納付を開始したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無い。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年10月8日に、A県B市C地区において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この場合、当該払出しが行われるまでは、請求者は、国民年金に未加入であり、請求期間当時に国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、前述の払出時点(昭和62年10月8日)において、請求期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない上、請求者から、国民年金保険料を遡って納付したとする陳述も無い。

さらに、B市の国民年金収滞納一覧表によると、昭和61年度以前に請求者のものは見当たらず、請求者に係る同市の昭和62年度国民年金収滞納一覧表を見ると、請求期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの収納状況欄は空欄であり、同年10月から昭和63年3月までの収納状況欄は納付済みと記録されており、当該納付記録は、請求者に係るオンライン記録と一致する。

加えて、請求期間全ての国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるB市C地区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500224号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500021号

## 第1 結論

昭和39年8月から昭和40年3月までの請求期間及び昭和41年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年8月から昭和40年3月まで  
② 昭和41年4月から昭和47年3月まで

請求期間①及び②の国民年金保険料は、自宅を改装して店を始めた昭和50年の春頃、過去に滞納していた国民年金保険料を納付できる制度ができたとして、同店に来たA県B市C区役所の職員に勧められ、このときから昭和53年の秋頃にかけて、毎年2、3回に分けて当該区役所の職員に納付した。

納付した国民年金保険料の金額は明確に覚えていないが、国民年金保険料を納付すると、その都度、領収証書を受け取り、最後の集金時には、区役所の職員から滞納保険料は無いと聞いたことを覚えている。

領収証書は残っていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者は、昭和50年の春頃から昭和53年の秋頃までの期間において、毎年2、3回に分けて、集金に来たB市C区役所の職員に納付したと主張している。

しかしながら、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張している昭和50年の春頃から昭和53年の秋頃までの期間では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができないことから、当該期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付制度を利用するしかないが、請求者が納付したと主張する期間(昭和50年の春頃から昭和53年の秋頃まで)の大半は、特例納付制度が実施されていない期間であり、このことは請求者の主張と符合しない。

また、特例納付制度により納付する国民年金保険料は、社会保険事務所(当時)に納付することになる国庫金であるところ、当時の国民年金法において、市町村が収納できる国民年金保険料は、現年度保険料のみであることが規定されており、特例納付の国民年金保険料(国庫金)は含まれていないことから、請求期間①及び②の国民年金保険料をB市C区役所の職員に納付したとする請求者の主張は、制度上の取扱いとも符合しない。

さらに、特例納付が行われた場合、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に納付内容を記録することが規定されているところ、請求者に係る特殊台帳において、国民年金保険料が特例納付された記録は無い。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500352号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500022号

## 第1 結論

昭和36年8月から昭和44年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年8月から昭和44年12月まで

国民年金の加入手続について、昭和46年2月頃に、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していないと、将来、年金を受給することができないと毎日のように新聞やテレビで報道されていたので、A県B市C区役所において、夫が夫婦二人の加入手続を行った。

請求期間に係る国民年金保険料の納付については、夫が加入手続時に、夫婦二人の請求期間を含む10年分の国民年金保険料を一括して納付し、その場で領収証書を受け取った。夫が区役所から帰宅した際、私は、領収証書に昭和46年の判子が押してあるのを見たと記憶がある。

そのときの領収証書はなくしてしまったが、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、昭和46年2月頃、請求者の夫がB市C区役所において、国民年金の加入手続を行い、同日、夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月10日に、B市C区において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは昭和46年2月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求内容からすると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を特例納付制度を利用して納付したことになり、特例納付が行われた場合、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に納付内容が記録されることになるところ、請求者に係る特殊台帳において、請求期間直後の昭和45年1月から昭和47年12月までの国民年金保険料が昭和50年12月29日に第2回特例納付制度によって納付されたことが記録されているが、請求期間の国民年金保険料が特例納付された記録は見当たらない。

さらに、請求者に係るB市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、前述の特殊台帳の納付記録に符合する内容の記載「45.1~47.12 50.12.29 納付済」が確認できるが、請求期間の国民年金保険料が納付された記載は見当たらない。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の夫は既に死亡していることから、当時の状況を聴取することができない上、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500353号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500023号

## 第1 結論

昭和55年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和60年3月まで

請求期間の国民年金保険料について、義父が経営する店の客から、過去の未納期間の国民年金保険料が納付できると聞き、妻がA県B市C区役所に電話で尋ねたところ、直近1年分の国民年金保険料は納付書で、それ以前の請求期間となる5年分の国民年金保険料は窓口で遡って納付できると教えられたので、後日、妻が、同区役所の窓口において請求期間の国民年金保険料を納付した。その際、妻が、もっと遡って納付したいと言ったが当該窓口職員に無理だと言われたと、妻から聞いている。

請求期間の国民年金保険料を納付した時期は、所持するD金融機関の通帳を見ると、昭和61年4月に約1年分の国民年金保険料をまとめて納付した記録が有るので、同年5月又は同年6月だと思う。

領収証書は残っていないが、請求期間の国民年金保険料を間違いなく納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した時期と同時期に、当該期間の国民年金保険料とは別に1年分の国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、請求者に係るB市の国民年金収滞納一覧表によると、請求期間直後の昭和60年4月から昭和61年1月までの国民年金保険料が同年4月11日に収納されており、このことと請求者の陳述は符合している。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した時期について、昭和61年5月又は同年6月と陳述しているが、当該納付を行ったとする時点において、請求期間のうち、昭和55年4月から昭和59年3月までの国民年金保険料は、制度上、2年の時効を経過しているため納付することができない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和61年5月又は同年6月の時点において、請求期間の国民年金保険料は過年度保険料(国庫金)となるところ、B市は、区役所の窓口及び区役所内の金融機関では過年度保険料を収納していない旨回答しており、このことは、請求期間の国民年金保険料を同市C区役所の窓口において納付したとする請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿及び確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500409号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500024号

## 第1 結論

昭和36年6月から昭和43年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年6月から昭和43年12月まで

国民年金の加入手続について、昭和46年2月頃に、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していないと、将来、年金を受給することができないと毎日のように新聞やテレビで報道されていたので、A県B市C区役所において、夫(訂正請求記録の対象者)が夫婦二人の加入手続を行った。

請求期間に係る国民年金保険料の納付については、夫が加入手続時に、夫婦二人の請求期間を含む10年分の国民年金保険料を一括して納付し、その場で領収証書を受け取った。夫が区役所から帰宅した際、私(請求者)は、領収証書に昭和46年の判子が押してあるのを確かに見た記憶が有る。

そのときの領収証書はなくしてしまったが、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、昭和46年2月頃、訂正請求記録の対象者がB市C区役所において、国民年金の加入手続を行い、同日、夫婦二人分の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月10日に、B市C区において夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このことは昭和46年2月頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、請求内容からすると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を特例納付制度を利用して納付したことになり、特例納付が行われた場合、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)に納付内容が記録されることになるところ、訂正請求記録の対象者に係る特殊台帳において、請求期間直後の昭和44年1月から昭和47年12月までの国民年金保険料が昭和50年12月29日に第2回特例納付制度によって納付されたことが記録されているが、請求期間の国民年金保険料が特例納付された記録は見当たらない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係るB市C区の国民年金被保険者名簿を見ると、前述の特殊台帳の納付記録に符合する内容の記載「44.1~47.12 50.12.29 納付済」が確認できるが、

請求期間の国民年金保険料が納付された記載は見当たらない。

加えて、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、訂正請求記録の対象者に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、訂正請求記録の対象者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500152号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、B社(後に、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日、D社(昭和38年7月31日まではE社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年4月1日から昭和32年8月1日まで  
② 昭和32年9月1日から昭和33年1月1日まで  
③ 昭和33年10月1日から昭和35年4月1日まで  
④ 昭和35年4月1日から昭和40年9月1日まで  
⑤ 昭和49年6月1日から昭和51年3月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①から⑤までの各期間について、被保険者記録が無いとの回答を得た。

請求期間①及び②について、A社における被保険者期間は昭和32年8月1日から同年9月1日までの記録となっているが、中学校を卒業直後の昭和30年4月1日から昭和32年12月末頃まで継続して同社に勤務していた。

請求期間③について、B社における被保険者期間は、昭和33年1月6日から同年10月1日までの記録となっているが、昭和35年3月末頃まで同社に勤務していた。

請求期間④について、D社における被保険者期間は確認できないとされたが、当該期間において同社に勤務していた。

請求期間⑤について、F社における被保険者期間は確認できないとされたが、当該期間において同社に勤務していた。

請求期間①から⑤までの各期間について、それぞれの事業所において、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

### 1 請求期間①及び②について、請求者は、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、A社は昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、昭和60年に解散している上、請求期間①及び②当時の事業主は所在不明のため、同社における請求者の勤務実態等を事業主等に確認することができない。

また、請求期間①及び②当時に、A社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、請求者が当該期間に同社に勤務していたと回答する者はいない一方、回答が有った者のうちの一人は、「請求者は中学校の後輩なので、請求者がA社に勤務して

いたことは覚えているが、請求期間②と一緒に勤務した記憶は無い。」旨陳述している。

さらに、前述の回答が有った元従業員のうち、別の一人は、「A社では、厚生年金保険に加入を希望しない者は、同保険に加入していなかった。」旨陳述しているところ、複数の元従業員が請求者と同じ業務に従事していたと記憶する者について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、同社では、請求期間①及び②当時、必ずしも全ての従業員及びその勤務していた期間について、漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間③について、請求者は、C社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、C社は平成12年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の連絡先は不明である上、請求期間③当時の事業主は死亡しているため、同社における請求者の勤務実態等を事業主等に確認することができない。

また、請求期間③当時にC社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、請求者が同社にいつまで勤務していたかを覚えている者はいない。

さらに、請求者は、「父母がC社に勤務していたので、同社に勤務し始めた。」旨陳述しているが、C社における請求者の父の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月1日と同日となっている上、請求者の母については、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、請求期間③当時、必ずしも全ての従業員及びその勤務していた期間について、漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 請求期間④について、当該期間にD社における厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員のうち、複数の者の陳述から判断すると、期間を特定できないものの、請求者が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、D社は昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同年に破産している上、請求期間④当時の事業主は死亡しているため、同社における請求者の勤務実態等を事業主等に確認することができない。

また、請求者は、「配偶者とは、D社と一緒に勤務していたので知り合い、結婚した。」旨陳述しているが、オンライン記録によると、請求者の配偶者に係るD社における被保険者記録は見当たらない上、請求者が同社と一緒に勤務していたとする請求者の弟についても被保険者記録が見当たらない。

さらに、D社における被保険者記録が有る前述の元従業員のうち、複数の者は、「D社では、厚生年金保険に加入を希望しない者は、同保険に加入していなかった。」旨陳述していることから、同社では、請求期間④当時、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 請求期間⑤について、請求者は、F社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかし、請求期間⑤当時にF社における厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、請求者を記憶している者はいない。

また、F社の後継会社であるG社は平成27年に解散しているところ、同社の解散時の商業登記簿謄本において代表取締役であった者は、「請求期間⑤当時の事業主は死亡している

上、当時の資料は保管していない。」旨陳述していることから、F社における請求者の勤務実態等を確認することができない。

さらに、前述のG社の元代表取締役は、「以前、経理担当者に聞いた話だが、請求期間⑤当時、入社時において、既に国民健康保険に加入している者は、社会保険に加入させていなかった。また、社会保険に加入すると、給与の手取り額が減り、苦情を言う者が多かったのので、事業所は従業員を積極的に社会保険に加入させていなかった。」旨陳述していることから、請求期間⑤当時、F社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、H市の記録によると、請求者は、請求期間⑤の始期以前の昭和48年4月から、請求期間⑤以後の平成26年11月まで、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑤における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。